

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹²⁴〕法人税 その47

法人税の表面税率と 実効税率の違いについて

Q. 法人税率が引き下げられている昨今、会社の業績予想を策定するうえで実効税率の活用についてよく耳にします。そこで、法人税の「表面税率」と「実効税率」の違いを再度確認したいので教えてください。

A. 「表面税率」とは、法律が定めている税率で、当期の所得に対して申告納税する金額の割合を指し、「実効税率」とは、当期の所得に対して課税される法人税（法人税、住民税、事業税）の表面税率を使って所定の方法で計算される総合的な税率で、実質的に負担する法人税等の割合のことを指します。

したがって、決算の着地見込みにもとづいて納税額を予測する場合には「表面税率」を活用し、所得の圧縮等の節税効果を予測する場合には「実効税率」を利用することになります。

なお、法人税には、「法人税」「住民税」「事業税」の3種類があり、総称して法人税もしくは法人税等といいますが、ここでは法人税としております。

（1）具体的な考え方

ア. 企業はその事業年度（当期）の所得に対し、決算日後2か月以内（翌期）に
・法人税（法人税、地方法人税）
・住民税（都道府県民税、市町村民税）
・事業税（事業税、地方法人特別税）
を支払います。これらの税率を合わせたものが「表面税率」です。

イ. 一方、上記3税のうち事業税は、支払った事業年度（翌期）の損金にされます。そのため、当期の所得に対して最終的な税負担額を算出するには、翌期の事業税損金算入効果を考慮する必要があります。この考え方が、「実効税率」です。

ウ. 「表面税率」と「実効税率」の関係を算式で示すと

$$\text{実効税率} = \frac{\text{表面税率}}{1 + \text{事業税率}}$$

となり、分母の「1 + 事業税率」が事業税損金算入効果を示しています。

（2）財務省ホームページの実効税率「29.74%」の算式

財務省のホームページの「法人課税に関する基本的な資料」のなかにある30年度の「実効税率」の具体的な算出式は以下の通り

$$\text{実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{都道府県民税率} + \text{市町村民税率}) + \text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}}$$

$$(29.74\%) = \frac{23.2\% \times (1 + 10.3\% + 1.0\% + 6.0\%) + 3.6\%}{1 + 3.6\%}$$

（注）

法人税率は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用される23.2%とした。

地方法人税率は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用される10.3%とした。

都道府県民税率及び市町村民税率（標準税率）は平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用される1.0%及び6.0%とした。

地方法人特別税は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から廃止されるものとした。

事業税率（標準税率）は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用される3.6%とした。

〔参 考〕

法人実効税率の国際比較（2017年1月現在）

区 分	実効税率
日 本	29.74%
アメリカ	40.75%
フランス	33.33%
ドイツ	29.79%
カナダ	26.50%
中 国	25.00%
イタリア	24.00%
イギリス	20.00%

出所：財務省ホームページ

（税制委員会：忠地祐一、川窪光弘、赤羽博樹
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）